

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例

平成 21 年 3 月 23 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。次条において「法」という。）第 11 条第 2 項第 6 号及び第 4 項の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、法第 11 条第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第 26 条第 1 項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可について、あらかじめ、知事に意見を述べること。
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、あらかじめ、知事に意見を述べること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、3年とする。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成30年3月22日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。